

## 第3回公営企業会計決算特別委員会会議記録

日 時 令和4年9月21日（水曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第4委員会室

午後 零時 4分 散会

付託事件

議案第66号，認定第2号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案第66号 令和3年度水戸市下水道事業会計資本剰余金の処分について

(2) 認定第2号 令和3年度水戸市公営企業会計決算認定について

2 出席委員（11名）

委員 長	木 本 信 太 郎 君	副 委 員 長	森 正 慶 君
委 員	萩 谷 慎 一 君	委 員	田 中 真 己 君
委 員	綿 引 健 君	委 員	後 藤 通 子 君
委 員	黒 木 勇 君	委 員	大 津 亮 一 君
委 員	栗 原 文 隆 君	委 員	小 川 勝 夫 君
委 員	松 本 勝 久 君		

3 欠席委員（1名）

委 員 内 藤 丈 男 君

4 委員外議員出席者（1名）

議 員 渡 辺 政 明 君

5 説明のため出席した者の職，氏名

上下水道事業 管 理 者	荒 井 宰 君	上下水道局 水 道 部 長	木 村 勤 君
水道部参事兼 水道総務課長	関 谷 勇 君	水道部参事兼 経 理 課 長	梶 山 哲 君
水道部技監兼 給 水 課 長	梶 山 学 君	水道整備課長	杉 山 健 一 君
浄 水 管 理 事 務 所 長	林 忠 勝 君		
上下水道局 下 水 道 部 長	坪 貴 之 君	下水道部参事兼 下 水 道 管 理 課 長	鬼 澤 英 一 君
下水道整備課長	小 田 博 之 君	下 水 道 施 設 管 理 事 務 所 長	渡 邊 基 弘 君

6 事務局職員出席者

法制調査係長	武 田 侑 未 子 君	書 記	大 内 し お り 君
書 記	昆 節 夫 君		

午前10時 0分 開議

○木本委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから第3回公営企業会計決算特別委員会を開会します。

議事に先立ちまして、内藤委員が所用のため欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

この際、御報告します。本日一般傍聴人2名がお見えになりますのでよろしく願いいたします。

[傍聴人入室]

○木本委員長 それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第66号及び認定第2号であります。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第66号及び認定第2号を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○木本委員長 御異議なしと認め、一括議題とします。

---

通告に基づく質疑

○木本委員長 それでは、昨日の委員会に続き、ただいまから議案第66号及び認定第2号につきまして、通告に基づき質疑を行います。

それでは、黒木委員から発言を願います。

○黒木委員 通告に従いまして質問させていただきます。

まず、水道事業会計におきまして、水質検査と公表について、安全で安心して利用できる水質の管理について伺います。

2011年の3月11日に発生いたしました東日本大震災以降、放射性物質に関する水道水の検査を実施してきておりますが、令和3年度における検査の実施状況と結果についてまず伺います。

○木本委員長 それでは、林浄水管理事務所長。

○林浄水管理事務所長 黒木委員の御質問にお答えいたします。

請求資料の1ページを御覧ください。

放射性物質を含む水質検査結果の表になってございます。上段にありますのが楮川浄水場で検査した水道水の検査結果になります。令和3年度におきましては、一番下の317と書いてあるところなんですけれども、令和4年の3月3日に検査を行いまして、放射性ヨウ素、セシウムともに不検出となっております。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 この資料をいただきまして、平成27年度以降、月1回ということで検査していますという資料を見させていただきましたが、月1回の検査は笠原水源も含めて実施されているということよろしいんでしょうか。伺います。

○木本委員長 林浄水管理事務所長。

○林浄水管理事務所長 同じく請求資料の1ページにあります楮川浄水場の下の表なんですけれども、笠原水源湧水の検査結果になります。こちらも令和4年3月3日に検査を行いまして、不検出となっております。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 間もなく東日本大震災発災から12年になりますが、当初放射性物質に関して市民の方々も非常に不安視する部分がありましたが、不検出ということで、この市民の方々への公表につきましては、どのような形で行っているかお伺いいたします。

○木本委員長 林浄水管理事務所長。

○林浄水管理事務所長 検査結果の公表についてですが、検査結果が出次第、市のホームページや水道部で発行しております水都だよりなどで公表して市民の方に御覧いただけるようにしております。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 市民の方が見ていただけるような公表を引き続き行っていただきたいと思います。

続きまして、2番目の流動資産における未収金についてお伺いいたします。

まず、未収金の詳細について資料もいただいておりますけれども、まずはちょっと説明いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○木本委員長 梶山参事兼経理課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

まず、水道部のほうで未収になっているお金というのがございます。特に営業収益のほうでの未収の金額が大きゅうございます。参考資料の25、26ページが営業収益の未収金であります水道料金の未収、それから給水工事の未収、配水工事の未収、その他の営業未収金ということで、全ての未収金の詳細がここには記載されてございます。

委員から請求のございました水道料金の部分についてということの資料につきましては、決算請求資料の2ページのほうに、水道料金の未収の分のうち口径別に一般の方が主に使用する13ミリから25ミリの未収の分として、それ以上となります大口の事業者様がお使いになるような40ミリから150ミリの口径の未収の分の詳細を記載させていただいております。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 この未収金の部分で、例えば、こういったケースはどういう形を取られているのかお伺いしたいんですが、親御さんがお亡くなりになられて、水道料金の未収金がある程度ありましたと。子どもさんが今度相続者となって支払いますと。そのときに子どもさんが払えないということで、例えば、裁判所で相続放棄しましたと。こういった場合、水道部としては、子どもさんはどういう対象にされるのかお伺いします。

○木本委員長 梶山経理課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

契約者様がお亡くなりになられて相続をする方に未収になっている分の水道料金が相続されるというような場合だと思います。この際、通常の相続の場合ですと債務、水道の未収の分についても当然相続をするということでお支払いをしていただきます。

今回御質問のありました相続放棄をされた場合の対応につきましては、裁判所のほうに相続放棄の申請を相続人の方が行った場合に、裁判所のほうから相続放棄を認めますというような通知を御本人さんがいただくようになりますので、それを持って私どものほうに見せていただくような形になります。

関係する相続人の方に順次相続を引き継いだ場合には、その方に未収の分が行きますが、該当するお子さんですとか、旦那さんが亡くなられた場合は奥様ですとか、そういった対象の方が全て相続放棄になるという形になれば、不納欠損のほうでの対応になるというような形になります。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 今説明あった場合、水戸市の水道部としては、何親等までこれは追っかけていくというか、永遠に追っかけていくのか、どこかで終わるのか、その辺お伺いします。

○木本委員長 梶山経理課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

基本的には3親等で終わりにしております。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 収納率向上という部分では、払える方からはしっかり払っていただきたいというふうに私も前から申し上げてきております。また、こういった法的手続きまで行った相続者に関しては、しっかりと丁寧な対応を行っていただきたいということを思いますので、その辺は、今後とも状況を見させていただきたいと思います。

次に、3点目、未利用地売却による特別利益についてお伺いいたします。

これまで行ってきました取組につきまして、強化した部分等がありましたら御説明いただきたいと思えます。

○木本委員長 梶山経理課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

水道部におきまして、水道事業に必要な土地、建物を取得して事業を行っているところですが、事業の展開によりまして使用を中止とするような土地、建物が生じてまいります。そういった土地、建物につきましては、水道部におきまして利活用の計画を立てております。そういったものの計画の中で、未利用地とした財産につきましては、売却、それから貸付けを現在まで行っているところでございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 請求資料でも未利用財産（土地・建物）の状況ということでいただきまして、まだ17件ありまして、6ページを見ますと、令和3年度の未利用財産売却の詳細ということで、内原第4取水場用地を売却できましたということで資料をいただいております。

未利用財産が十数件ある中で内原がこういう形で処理できたという部分、ちょっと説明いただきたいんですけども。

○木本委員長 梶山経理課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

先ほど申しましたが、私どものほうで水道事業においてちょっと利用が今後見込めないような場所については、売却、貸付けをするということで動いている中で、内原地区におきまして、内原町自体、地下水のくみ上げでもって地下水を原水とするような事業形態でございました。町内に取水用水、井戸、この取水場がありまして、その中で使わなくなった部分の中で、借地の部分については返還を進めると、そして、町で取

得した土地については売却をしようというような形で進めました。

順次取水場の建物、それから井戸については撤去をして、その後一般入札での売買を目指すというような形で進んでいました。内原の部分については、年に1施設もしくは2施設ぐらい解体して、そして売却を進めようという中で、令和2年度に施設の解体をしました第4取水場について、令和3年度に一般競争入札を行いましたところ、応札をいただいて売却に至ったというような形になってございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 分かりました。

未利用財産、土地、建物はまだありますので、引き続き様々な努力をしていただきまして、処理のほうを進めていただきたいと思います。

次ですが、4点目の施設の更新、耐震化とアセットマネジメントの精度向上についてお伺いいたします。

これも資料はいただいておりますが、まず、施設の更新、耐震化につきましては、昨年10月3日、和歌山市の紀の川に架かる六十谷水管橋というのが崩落して、市内の4割に当たるおよそ6万世帯が断水したという事故が報道されました。この事故を受けまして、厚生労働省が全国に同様の水管橋を緊急に点検するように通知を出したということで報道されております。

まず、水戸市における水管橋の点検方法についてお伺いいたします。

○木本委員長 それでは、杉山水道整備課長。

○杉山水道整備課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えします。

まずは、和歌山市の六十谷水管橋の崩落に伴いまして、まず職員による緊急点検という形で、目視による点検を実施しております。

また、請求資料の9ページを御覧願います。

9ページには、水管橋の口径300ミリメートル以上の布設状況についてということで、今現在12橋の水管橋が水戸市にはございます。その中で、1番の田野川第一水管橋から8番の湿気川の水管橋までは、今まで耐震診断や水管橋の健全度調査というものを行いまして、対応を実施しているところでございます。

続きまして、9番の工兵橋水管橋から12番の銷魂橋の水管橋につきましては、今後さらに調査を実施していく予定でございます。

以上でございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 水管橋の法定耐用年数が48年ということでありまして、目視の点検は和歌山市もやっていたということですが崩落しております。様々な手法を使いまして、目視だけで足りない部分をしっかりと点検していただきたいと思います。

また、法定耐用年数40年を超えた管路の更新、耐震化の状況について御説明いただきたいと思います。

○木本委員長 杉山水道整備課長。

○杉山水道整備課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えします。

請求資料の8ページを御覧願います。

まず、老朽管の状況につきまして、上段の表になりますが、真ん中の管路総延長179万8,745メー

トルに対しまして、老朽管の令和3年度末の延長といたしまして27万8,440メートル、老朽管路率としまして15.5%となっております。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 老朽管の15.5%、全国平均よりは若干いいのかなという感じはするんですが、かなりの管路の総延長がある中で、今後こういう部分、どういう目標というか、今のこの状態で推移させていくしかないのか、もっと早くに対応したいと思っているとか、そこら辺はどういうお考えなのか。

○木本委員長 杉山水道整備課長。

○杉山水道整備課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

更新につきましては、まずは災害等の破損時にその管路の持つ影響の大きさを考慮しまして、まず基幹管路のほうを優先的に現在更新しているところでございます。

更新のスピードにつきましては、アセットマネジメントの計画に基づきまして、財政計画と整合を取った更新の計画を立てまして、それに基づき進めてまいりたいと思っています。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 設備の更新に関しても、なかなか予算が確保できない部分で、古い水道施設を使い続けなければならないという実情もあるかと、頂いた資料10ページを見ますと、そういうところがうかがえるんですが、しっかりと点検、また維持管理を徹底していく必要があると思うんですが、この点御見解をお伺いいたします。

○木本委員長 それでは、林浄水管理事務所長。

○林浄水管理事務所長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えします。

施設関係についてですが、施設の中のコンクリート構造については、配水施設や浄水施設については、法定耐用年数が60年、取水施設については40年、導水施設については50年でございます。これらのコンクリート構造物については、今まで耐震診断など実施した折に、一緒にコンクリート構造物の老朽度調査などを行いまして、必要に応じまして補修などを行っております。

また、電気設備、機械設備などについては、耐用年数が15年であるとか、20年であるとか、短期になってございますので、こちらのほうは業務委託において毎月点検を行いまして、耐用年数前でも老朽度や故障のおそれのあるものについては、早期に設備の取替えを行うようにしております。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 先ほどの答弁の中でもアセットマネジメントに添って対応していくという御答弁いただきましたが、このアセットマネジメントの精度の向上についてどういうお考えかお伺いいたします。

○木本委員長 それでは、関谷参事兼水道総務課長。

○関谷水道部参事兼水道総務課長 黒木委員の御質問にお答えいたします。

アセットマネジメントにつきましては、計画期間を40年間と定めております。平成24年度にこの計画を策定してございまして、その策定以降、今日までの間におきまして、精度向上の取組ということで、平成30年度に一度見直しを行っております。

その見直しの際の内容としましては、1つ目といたしまして、施設、それから管路について定期的に老朽

度調査などを実施し、最新の状態を把握するという、こういった目的としました資産の現状把握の実施。それから、2つ目としましては、更新基準というものを定めておりましたが、例えば、施設については6区分あったんですけれども、それを26区分に細分化いたしまして、また、管路につきましては、2区分ございましたが、4区分に細分化を図って再設定を行ったというところでございまして、このように更新区分の見直し等を行いました。

そういった取組の中で、事業の重要度、それから優先度を見極めながら推進していくこととしたところでございます。今後におきましても、おおむね5年ごとを目安に精度向上の見直しを進めて安定供給に努めてまいりたいというふうに考えております。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 分かりました。

ぜひ精度の向上に努めていただきたいと思います。

次に、5点目でございますが、冬期における水道水の異臭対応と対策についてお伺いいたします。

昨年、令和3年度の冬期におきまして、水道水の異臭が発生しました。その原因と対応状況、対策をお伺いいたします。

○木本委員長 林浄水管理事務所長。

○林浄水管理事務所長 黒木委員の御質問にお答えいたします。

請求資料の11ページを御覧願います。

水道水の異臭原因と対策詳細についてでございます。

①と書いてありますフロー図なんですけれども、こちらが短期間、または応急時の対策となります。浄水処理の中で、最初に着水井というところに河川からくみ上げた水が来ます。その後、通常ですと薬品を使いまして原水の中の懸濁物質を凝集、沈殿、さらに急速ろ過を用いまして浄水処理を行っています。

令和4年1月から3月にかけて那珂川において、カビ臭原因物質がちょっと高い数値で出ましたので、その図の着水井というところに粉末活性炭を応急処置として、最高で1日当たり約900キログラムを投入いたしました。この活性炭にカビ臭原因物質を吸着させまして、その後、凝集、沈殿、ろ過を行いまして、カビ臭原因物質の除去を行い、カビ臭の軽減を図ったところであります。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 活性炭を入れていただいたということでありましたが、いただいた資料の②のオゾンプラス粒状活性炭処理、この部分はまた違う処理になるんですか。投入するということは、人が活性炭を一生懸命入れていただいたということだと思うんですが、今後に関して、令和3年度の冬期の教訓を生かしてどうされるのか、されたのかお伺いいたします。

○木本委員長 林浄水管理事務所長。

○林浄水管理事務所長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えします。

請求資料11ページの②にございます、上が粒状活性炭処理で、次がオゾンプラス粒状活性炭処理というものでございます。これらについては、カビ臭原因物質の発生が長期間であるとか、濃度が非常に濃い場合の対策になります。

水戸市の場合なんですけれども、①で書きました粉末活性炭処理施設を機械化する工事を今年度発注しておりますので、当面、水戸市那珂川においては、カビ臭原因物質の発生が短期間であり、かつ濃度も薄いので、この①の粉末活性炭処理で対応してまいりたいと思っております。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 臭いが発生して、職員の方が活性炭を入れに行くというのは大変かなというふうに思いますので、市民の方は24時間水を使っていますので、しっかりとした予算が必要かとは思いますが、予算次第かとは思いますが、機械化とか自動化とか、そういう部分も含めて対応をお願いしたいと思います。

次に、6番目になります。施設管理等委託業務につきまして、これも請求で資料をいただきました。2年前質問したときはコロナ禍で指名が少なかったんですが、指名が多くなってきておりました。その中で、ちょっと目につくのが、随意契約、随契1社、株式会社管総研東京支店が出てきます。システムの保守、データ更新ということで、何項目かこの会社名が挙がっていますので、この随意契約の状況、これだけばらばらと年間が出てくるという御説明をいただきたいんですが。

○木本委員長 杉山水道整備課長。

○杉山水道整備課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

ただいま委員が申されました上水道管理システム保守業務委託と上水道管理システムデータ更新業務委託につきましては、随契1社の理由でございますが、この随契1社の会社が、この上水道管理システムを開発した会社でありまして、それに伴う保守とデータ更新につきましては、開発元である株式会社管総研でないところと更新ができないために、1社随契という形になってございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 いただいた資料の15ページの欄外に長期継続契約（複数年）の契約金額は括弧内に記すと明記してあるんですが、この括弧の複数年というのは何年ということでお考えのシステムなのかをお聞かせください。

○木本委員長 林浄水管理事務所長。

○林浄水管理事務所長 黒木委員の御質問にお答えします。

複数年契約なんですけれども、例えば、施設の機械警備などですと、その施設に警備する機械を警備業者が設置しまして、それを継続的に24時間ずっと使い続けるということなんですけれども、これを単年度契約にしますと、機械の設置費用などありますので、機械警備については5年をめでに契約をしてございます。

○木本委員長 すみません。一旦この際御報告します。一般傍聴人1名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

[傍聴人入室]

○木本委員長 それでは、黒木委員、お願いします。

○黒木委員 機械警備は分かりました。

このシステムを開発した随契のこの会社さんの契約というのは、特に機械が動かなくなるまでという考え方なんですか。それをお伺いします。

○木本委員長 杉山水道整備課長。



○杉山水道整備課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えします。

委員が申されたように、機械の不具合等が発生したときの対応と、月1回の保守点検という形になってございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 この会社が随契されて、この会社がつくったシステムというのは、何年間複数年契約……これ、永遠に使っていくということよろしいんですか。それともどこかで区切るんですか。

○木本委員長 答弁を求めます。

それでは、林浄水管理事務所長。

○林浄水管理事務所長 黒木委員の御質問にお答えします。

請求資料14ページの管総研の長期継続契約の件でしょうか。

この契約なんですけれども、長期継続契約といいますよりは、複数年契約としまして、これがもともとのこの機械を導入した時期がちょっと中途半端な時期でしたので、契約が2年にまたがってしまいました。委託期間としては1年なんですけれども、3月1日から翌年度の末までという形になりましたので、1か月だけ令和3年度のほうに数字が出てきております。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 こういうシステムに関しましては、水戸市の本庁舎もそうなんですけれども、どうしても役所に関しては、もうその会社さんでなければつくったシステムをいじれないので、これはずっと続いていってしまうんだと思うんですけれども、国のほうも全国のこの市町村のコンピューターシステム、様々な部分で、住民管理とかしていく中で、全国統一にしないといけないということも、国でも検討されております。

水道事業に関しまして、そういう国の動向をよく注視していただいて、本庁舎に関しても恐らく変わっていく時代になっていくんだと思うんですが、その辺、よく国の動向を注視していただいて、こういうシステム開発した会社がもうずっと全部契約していくという状況というのはどうなのかなということ質問させていただきました。よろしく願いいたします。

では、水道に関してはこれで終わらせていただきます。

次に、下水道について通告に従いまして質問させていただきます。

まず、廃止となった施設の転用や解体、撤去等を含めた利活用につきましてお伺いいたします。

施設については、廃止となった施設につきまして、まず資料も請求しておりますので、御説明いただきたいと思います。

○木本委員長 それでは、鬼澤参事兼下水道管理課長。

○鬼澤下水道部参事兼下水道管理課長 ただいまの黒木委員からの御質問にお答えいたします。

請求資料の3ページになります。3ページの廃止となった施設の状況を御覧願います。

廃止となった施設は5つございまして、上から双葉台浄化センター、大塚・赤塚浄化センター及びけやき台浄化センターで、この3つは廃止となったフレックスプラン制度の処理施設でございます。残りの2つ、4番と5番はポンプ施設となります。いずれの施設につきましても、構造物等は残置されている状況でございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 今、フレックスプランという言葉が出てきたんですが、ちょっと説明していただけますか。

○木本委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道部参事兼下水道管理課長 ただいまのフレックスプラン制度についての御質問ですが、フレックスプラン制度とは、早急な下水道整備が求められている地域につきまして、全体計画に定める終末処理場とは別に暫定的な処理施設を設置する整備方式でございまして、本市では、双葉台処理分区、大塚・赤塚処理分区及びけやき台処理分区において採用しております。

これらのフレックスプランの処理施設は、平成25年度末までに幹線が整備されまして、恒久的な処理施設と接続されましたので、全て廃止されてございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 この様々な施設の中で、建物、構造物が残っているという部分に関しては、売却が難しいと思うんですが、この建物や地下の構造物が残っている施設に関してどのように利活用を検討されているのかお伺いいたします。

○木本委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道部参事兼下水道管理課長 ただいまの利活用についての御質問ですが、処理施設につきましては、平成30年度に商工課のほうへ企業誘致候補地として届けを出してございまして、令和元年度には、みとの魅力発信課に映画のロケの撮影地としての届出を行いまして、利活用の可能性を探ってきたところでございます。

令和3年度につきましては、卸売団地ポンプ場の跡地につきまして、測量や境界確認、土地面積の更正等を行いまして、公募での売却に向けた準備を進めてございます。なお、卸売団地ポンプ場につきましては、現在購入希望者の募集を行っているところでございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 建物の地下の構造物とか、また倒壊などの危険性等、十分状況を見ていただきながら、安全な施設管理を続けていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

次に、2点目の下水道施設の耐震化状況及びストックマネジメント計画についてお伺いいたします。

下水道施設における耐震化の状況について、まず御説明いただきたいと思っております。

○木本委員長 それでは、渡邊下水道施設管理事務所長。

○渡邊下水道施設管理事務所長 ただいまの黒木委員からの御質問にお答えいたします。

請求資料の4ページをお開き願います。

下水道施設の建築構造物は、水戸市浄化センターをはじめ11施設あります。それぞれに耐震化状況を記載しております。

建築構造物につきましては、昭和56年制定の新耐震基準に基づき、大地震基準である震度6強の規模に耐え得る構造が必要とされています。この基準に基づき、各施設の耐震診断を実施した結果、全11施設のうち耐震基準を満たしていたものが7施設あり、残りの4施設について耐震化工事が必要とされました。

この4施設のうち水戸市浄化センター、桜川第1中継ポンプ場、那珂川ポンプ場については、既に耐震化

工事を完了しております。耐震化が完了していない内原浄化センターにつきましては、現在施設の統廃合の可能性も含めて、広域化・共同化計画の検討を行っているため、その中で耐震化工事の実施についても検討してまいります。

また、管路の耐震化の状況につきましては、耐震化が必要とされる重要な管路として、市役所、病院などの防災拠点の排水、国道6号の緊急輸送路を横断する管区などを位置づけております。重要な管路の延長が214キロメートルとなっております。その中で管路の重要度や緊急度などから優先順位を検討し、耐震化対策を実施しております。

令和3年度末においては、耐震性あり、または耐震化工事を完了している延長は91キロメートルとなっており、耐震化率は42.6%でございます。残りの123キロメートルにつきましても、重要度や緊急度を踏まえ、計画的に耐震診断及び耐震化工事を進めてまいります。

災害時においても、災害からの復旧においても、下水道は重要な役割を果たすインフラでございますので、災害に強い強靱な下水道を目指し、引き続き下水道施設の耐震化に努めてまいります。

以上でございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 管路に関しましては、耐震化率42.6%ということでありましたので、引き続き耐震化を進めていただきたいと思います。

ストックマネジメント計画を策定しておりますけれども、その実施状況について御説明いただきたいと思います。

○木本委員長 渡邊下水道施設管理事務所長。

○渡邊下水道施設管理事務所長 スtockマネジメントの実施状況についてお答えいたします。

請求資料の4ページをお開き願います。

ストックマネジメント計画に基づく改築工事の実施状況と今後の予定を記載しております。計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年としており、令和3年度は計画の初年度となっております。令和3年度に実施した内容につきましては、水戸市浄化センターの沈砂池設備及び送風機設備などの改築工事であり、工事費は12億5,989万3,000円となっております。

令和4年度以降につきましては、毎年12億円程度の工事費を予定しております。今後もストックマネジメント計画を着実に実施し、下水道施設に関わるリスクの軽減を図りながら、事業費の抑制と平準化とともに、ライフサイクルコストの縮減に努めてまいります。

以上でございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 引き続きこのストックマネジメント計画に基づきまして、毎年度計画にのっとった実施をお願いしたいと思います。

通告の3点目、基準外繰入金につきましては、昨日萩谷委員が質問されておりましたので、その中でちょっと1点だけ、基準外繰入金の増加のピークとなる年度、こちらは何年度というふうに見込んでいるのか、この点お伺いいたします。

○木本委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道部参事兼下水道管理課長 ただいまの黒木委員からの基準外繰入金の御質問にお答えいたします。

請求資料の2ページ一番の上の表に一般会計繰入金の過去5年間の推移を載せてございまして、基準外繰入金につきましては、昨日も御説明申し上げましたとおり、令和3年度が12億8,211万9,000円と前年よりも高くなっているような状況でございます。

基準外繰入金につきましては、公債費の元金償還にあわせて基準外繰入金が増えていっているような状況がございまして、元金償還につきましては、令和3年度がピークとなりましたので、今後は、基準外繰入金も減っていくものと予想はしてございます。

いずれにしましても、基準外繰入金を縮減していかなければならないということは肝に銘じておりますので、縮減を目指して今後も進めてまいりたいと考えてございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 分かりました。

質問の4点目になります。最後になります。

水戸市浄化センターにおける消化ガス発電システムの稼働状況とその効果についてであります。まず初めに、消化ガス発電システムの近年の稼働状況について説明していただきたいと思っております。

○木本委員長 渡邊下水道施設管理事務所長。

○渡邊下水道施設管理事務所長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

請求資料の5ページをお開き願います。

水戸市浄化センターにおける消化ガス発電装置の稼働による過去5か年の発電量と、それによる削減ガスの実績を記載しております。

水戸市浄化センターにおける消化ガス発電システムにつきましては、余剰消化ガスの有効利用と温室効果ガスの削減を目的として、平成26年4月に稼働し、発電した電気を処理場内で利用するとともに、発電設備から発生する熱で温水をつくり、浄化槽の加温にも利用しております。

稼働状況でございますが、令和3年度における1年間の発電量は149万7,617キロワットアワーで、水戸市浄化センターで使用した1年間の全電力量662万8,409キロワットアワーの22.6%に相当します。

以上です。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 このシステムが稼働していることによりまして、二酸化炭素の削減という部分で、いただいた資料でも742トンCO<sub>2</sub>ということを出していただいておりますけれども、どのような効果が出ているのか説明いただきたい。

○木本委員長 渡邊下水道施設管理事務所長。

○渡邊下水道施設管理事務所長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

二酸化炭素削減の、まず概念なんですけれども、もともと水戸市浄化センターで買うはずだった電気は、

例えば東京電力とか、発電所で火力とか原子力とかそういうものの燃料によって生み出される電気なんですけれども、水戸市浄化センターの消化ガス発電システムによって電気を自ら生み出すことによりまして、相対的に電力会社から買う電力が減りますので、イコール電力会社が生み出す燃料も少なくなり、石炭系CO<sub>2</sub>を計算するときには計算書がございまして、それが相対的に減るためにCO<sub>2</sub>の削減効果が結果的に発現するという内容になってございます。

以上でございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 発電電力量が、令和3年度は若干少なくなっておりますが、それとは相反しまして削減額、金額のほうは大きく減っていないという部分についてちょっと説明していただけますか。

○木本委員長 渡邊下水道施設管理事務所長。

○渡邊下水道施設管理事務所長 ただいまの黒木委員からの御質問にお答えいたします。

消化ガス発電量が減ってはございますけれども、実は、下水道も水道もなんですけれども、電力の自由化契約ということの中で、東京電力以外の契約などを経費削減という中でいたしまして、電気料金を削減している状況なんですけれども、電気料金の単価が上がってございますので、単純な掛け算、消費量が減っても単価が上がってございますので、買うべき電気を買わなかった結果、電力計算でいくと電気が上がっている分ガス量が減っていても結果的に電気料金が上がっているような状態になってございます。

以上でございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 分かりました。

平成29年度から発電開始した先駆的な、非常に画期的な施設だというふうに理解しております。引き続き、二酸化炭素の削減という考えの下で安定した運営、運用をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○木本委員長 それでは、黒木委員の通告に関連する質疑があれば発言を願います。

松本委員。

○松本委員 黒木委員さんの1番と2番についてちょっとお伺いします。

これは水道のほうかな。

放射性物質の問題。要するに水戸市の水道というのは那珂川から取水をしていますね。そうすると、那珂川の上流から那珂川に流れ込む水というのは、どこから流れ込んでいるのか。

○木本委員長 それでは、林浄水管理事務所長。

○林浄水管理事務所長 松本委員の御質問にお答えします。

那珂川の水源ということですので、那珂川本流は那須岳が水源となります。

以上です。

○木本委員長 松本委員。

○松本委員 これは別問題ですけれども、太平洋側のほうのマツタケやキノコ類は販売禁止になっているんですよ。というのは、山林にセシウムがまだ残っているということなんです。ですから、昨日、私も宮田公

設地方卸売市場長に電話をかけたならば、電話がかかってきません。マツタケあるのかと言ったらかかってきません。

それは、やっぱり販売禁止だろうというふうに思っています。私は毎年買っていますけれども、中国とかカナダ産を市場へ行って買ってきているんです。ですけれども、そういう理由で日本のマツタケの太平洋側のほうのマツタケは売れないというふうになっています。日本海側のほうはオーケーなんです。

こういう状況なものですから、やはり水についても十分、これは、やっぱり注意して検査をしていただきたい。これは要望にしておきます。

それから、2点目の未収金の相続の問題です。3親等と決まっているのは、国の法律で決まっているのか。

○木本委員長 梶山経理課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えをいたします。

今、3親等で対応しておりますのは、水道部内での取決めになっています。

○木本委員長 松本委員。

○松本委員 それは面倒くさいからそうやっているんでしょう。追っかけていくのが大変だから。

じゃ、例えば、物件、財産だったらば、これはほとんどやらなければ登記はできないことになっていますよね。どうしても相続権がいなくなったときには、最終的には国の財産なんです。私は、それに準じてもっと深く——水道の未収金というのは幾らあったんだっけ。分からなかったんだけど、私は、その辺まで、皆さんの御都合主義で3親等で止めているだけの話であって、それは法的な問題ではないと思いますよ。いかがですか。

○木本委員長 梶山経理課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えをいたします。

委員がおっしゃるように、3親等以外にも範囲を広げるべきじゃないかというようなお話につきましては、1つは、生活困窮によって未納になってしまう方もいますので、そういった方を見ますと、御親族の方もちょっと生活がなかなか苦しいというような部分があることから、なかなか徴収できない現実もありましたので、一応の目安で3親等で今までやっております。

今回、話を受けたので、私どものほうで検討をしたいというふうに思います。

○木本委員長 松本委員。

○松本委員 使用料というのは、住宅でも何でも同じですけれども、不用額というのはないんですよ。税の場合は5年というふうに一応区切りがありますけれども、これは使用料ですから。ですから、要するに3親等で二、三年追っかけて、それ以上は面倒だから3親等で決めちゃおうというようなそのやり方。

不用額というのは、じゃ幾らあるの。全部で。これは聞いたんだっけ。

[「資料が」と呼ぶ者あり]

○松本委員 資料にあるの。幾らあるの。

○木本委員長 松本委員、残り時間1分となっておりますので。

○松本委員 時間1分だから、1分で答えてちょうだい。

○木本委員長 梶山経理課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 質問を確認したいんですが、令和3年度の未収金の額でよろしいですか。

○松本委員 いいですよ。

○梶山水道部参事兼経理課長 令和3年度に発生しました水道料金の未収額につきましては1億7,458万4,637円です。

○木本委員長 松本委員。

○松本委員 トータルすると、これまで、その3年の区切りじゃなかったらば、5億円や6億円になっているはずですよ。そうでしょう。そのために、その未収金、その集金の業者さんにも頼んでいるわけでしょう。皆さん方は。だから、その方に頼んでもそれだけの水道の未収金というのはなっているわけですよ。

業者さんに、ただ取りやすいところだけを取ってもらって、要するに、徴収額が上がったとか、皆さんが行ったって取れるところは業者に頼む必要ないんですよ。私はそう思うの。だから、もう少し徹底してその辺のところを改革しながら、木村部長さん、よく内部のほうで検討して、その辺のところを精査してやっていただきたい。要望しておきます。

○木本委員長 それでは、時間が経過しましたので、そのほかございませんか。

後藤委員。

○後藤委員 5番の冬期における水道水の臭気対応と対策についてのところなんですけれども、請求資料の11ページにあるとおりで、短期間の対策や長期間の対策などをされて、カビ臭原因物質を取り除いていると、御苦労があるというお話だったんですけれども、実際、これは冬にだけ発生するものなのかということと、また、カビ臭原因物質というのは、具体的にはどういう物質なのかについて、2点伺います。

○木本委員長 林浄水管理事務所長。

○林浄水管理事務所長 後藤委員の御質問にお答えいたします。

まず、なぜ冬に起きたかというお話なんですけれども、令和4年の1月から3月まで実際カビ臭原因物質の濃度が那珂川で高くなっておりました。原因といたしましては、1月に入りまして那珂川流域の放水量が非常に減りまして、河川の流量が減りました。好天の日が続きましたので、河川の水自体が非常に浅い状態で、河川の底の石についている藻類が繁殖しまして、それが原因で那珂川の中でカビ臭原因物質というものが増えました。

これは、冬に限ったものではなくて、タイミングによっては夏などでも発生する可能性はございますが、夕立とか、そういったものがありまして、河川の中でカビ臭原因物質が希釈されたり、あとは繁殖自体がそんなに進まないという場合もありまして、今回に関しては、ちょっとタイミングの問題で冬に発生したということでございます。

次に、カビ臭原因物質がどんなものかということなんですけれども、一応水質基準の中のジェオスミンというものと2-メチルイソボルネオールという2つの物質があるんですけれども、こちらが一応水質基準では1リットル当たり10ナノミリグラムで、10ナノミリグラムというのが1グラムの1億分の1という非常に微量なんですけれども、これが1リットル当たり10ナノミリグラムを超えると水質基準を超過するということとなります。

実際なんですけれども、これが5ナノミリグラム程度になりますと、結構異臭を感じる人が多くなって、

上水道などでもカビ臭に関するお問合せが増えてくる状況でございます。

これを実際、昨年は活性炭を投入しまして、2とか3ナノミリグラムを目指して活性炭を投入するという作業を行いました。

以上でございます。

○木本委員長 後藤委員。

○後藤委員 ありがとうございます。

冬に限ったものではなくて、那珂川の水量が減ったりとか、いろんなことが絡み合ってカビ臭原因物質が増えてくるということが分かりました。ありがとうございます。

カビ臭の原因物質なんですけれども、水質基準では、全然基準は超えていないけれども、市民の皆様からどうなっているのかなとお話があったことに関して、水戸市が対応されているということで納得しました。

これからもぜひ、水戸市の水は安心でおいしい水だということを市民の皆様にお伝えしていただければと思います。ありがとうございます。

○木本委員長 そのほかございませんか。よろしいですか。

それでは、以上で、黒木委員の通告に関する質疑を終わらせていただきます。

次に、田中委員から発言を願います。

○田中委員 よろしくお願ひします。

まず、最初に水道事業会計なんですけれども、水道事業経営戦略の投資・財政計画と決算の比較ということで質問通告させていただきました。

請求資料の17ページで、昨日、若干御説明いただいたんですけれども、まず、水道料金収入からいきたいと思うんですが、令和2年の4月1日から水戸市は水道料金の11%の値上げをしております。令和2年度の財政計画と決算を見ますと、約51億2,900万円の決算で、財政計画より約2,100万円強多い結果となっております。令和3年度は、決算が約51億6,000万円で、財政計画と比べると約1億4,000万円ぐらい多いというふうに言えるわけですが、この結果についてどう評価、どう考えたらいいかの。

簡単に言いますと、予想より値上げをし過ぎたんじゃないかと私は思うところもありますが、執行部の評価についてどうお考えかお聞かせください。

○木本委員長 関谷参事兼水道総務課長。

○関谷水道部参事兼水道総務課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

経営戦略につきましては、令和元年度に策定をしております。実は、今回、令和2年度、令和3年度、今、委員さんからもお話がありましたように、見込みよりも料金収入のほうが上がっております。この要因なんです、考えられるところとしましては、令和2年からコロナ禍に入りまして、ステイホームとか、テレワークといったような、そういった自宅で過ごすような生活様式、そういうスタイルが推奨されたということが要因の一つに考えられると思っております。

したがって、ちょっと予定より今回は収入のほうが上がっておりますが、ここに関しては、決して料金改正の見込みがちょっと甘かったとか、そういうふうには考えておりませんで、値上げに関しての部分は、



今回の計画というのは5年間で見込んでおりますので、その期間における事業に対する適正な値上げであったというふうに考えております。

○木本委員長 田中委員。

○田中委員 コロナでステイホームで、確かに手洗い励行とか、水の利用が増える可能性は分からなくもないんですけども、議案書⑧の33ページを見ますと、有収水量全体は減っているんですよね。なんだけれども、料金収入は増えているというのは、つまりステイホームであれば、会社とか、事業所の利用は減って、自宅が増えると、簡単に言うとそういう理解でいいんでしょうか。

その有収水量が減っているけれども、料金収入が増えたというのは、どういうふうに考えればいいんでしょうか。

○木本委員長 関谷水道総務課長。

○関谷水道部参事兼水道総務課長 お答えいたします。

ただいまの田中委員からもお話がありましたように、ステイホームが増えれば、家庭での生活用の水量が増えたという考え方になるのかという御質問かと思いますが、確かに御指摘のように、令和元年のときと比較いたしますと、生活用の水量につきましては、約2,000立方メートルほど増えておりました、反対に営業用につきましては、令和元年と比較いたしますと1,500立方メートルほど減少しておりますので、そういったところが要因と思われれます。

○木本委員長 田中委員。

○田中委員 それで、もう一つ聞きたいのは、この純利益というので、請求資料の17ページですと収益的収支の収支の部分なんですけれども、財政計画等を見ますと、令和2年度は約5億円と見たのが、決算は8億8,000万円で、令和3年度は約4億円と見たのが7億8,000万円ということで、いずれも約3億8,000万円多いわけです。

その結果が18ページに出ているんですけども、要するに値上げはしましたと。それで見込んだ純利益、いわゆる黒字が大幅に多いというふうに思うんですが、その点はどうお考えですか。

○木本委員長 関谷水道総務課長。

○関谷水道部参事兼水道総務課長 お答えいたします。

今回お示しております投資・財政計画の基になっておりますのは、経営戦略ということになりますが、まずは、令和2年度から令和6年度の5年間で料金の算定期間ということになりまして、その中で必要な事業を見込んでおまして、それに伴ってその財源となる料金、それから起債というようなことで見込んでおるわけなんですけれども、今、令和2年と3年については、見込んでいた利益よりも若干多くはなっております。考え方としましては、確かに単年度では増えてはおるんですけども、事業を進める中では、5年間というのが1つの料金算定の期間になっておりますので、まず、5年間で見込んだ更新事業とか、耐震化事業というのをしっかりと実施させていただきまして、その結果をもってその収支の部分、料金算定期間の最終年度のときには、どのような方針立てにするかということを検討してまいりたいというふうに考えております。

○木本委員長 田中委員。

○田中委員 考え方は分かるんですけども、それで、今、お話が出た後段の建設改良費というのが、この17ページの資本的収支の支出の部分にございますが、令和3年度の計画では約29億円と見たけれども、決算上は24億円弱ということで、比較して5億円ぐらい少ないということがありました。

議案書⑨の監査された結果ですが、6ページに予算と決算の比較が出ています。建設改良費の執行率が右から2番目にありますが、60.3%というふうになっています。

昨日もほかの委員さんでいろいろ議論がありましたけれども、鉛製給水管とか、石綿管とか、漏水を止めるための対策工事が非常に重要だという議論がありましたけれども、予算に対して決算、執行率が6割というのは、これは普通なのかというふうにちょっと疑問があるんですけども、ちなみに、下水道は24ページになるんですけども、73.3%というふうになっています。

なので、この請求資料19ページ、20ページ、21ページとありますが、それぞれ予算と決算はどれぐらいなのか。執行率とか、差があるとすればそれぞれの理由を御説明いただきたいと思います。

○木本委員長 答弁を求めます。

関谷水道総務課長。

○関谷水道部参事兼水道総務課長 お答えいたします。

申し訳ありませんが、工事の部分の執行率ということでの考え方でよろしいでしょうか。

確かに委員さんがおっしゃるように、予算と決算の中で、あまり執行率がよくないというお話もあるかと思うんですが、工事を進めていく中で、どうしてもちょっと繰越事業の関係等もございますので、そういった部分で左右されてしまっている、それが令和3年度はちょっと顕著だったのかなと考えております。

○木本委員長 田中委員。

○田中委員 いろんな事情で繰り越されることはあるんだろうと思うんです。別にそれを責めているわけじゃないんですが、財政計画上は、ちなみにもっと単年度で30億円とか、いずれ40億円やるよというのが水戸市の財政計画なので、果たしてこれが実行できるのかという疑問がちょっとあるんですよね。

なので、鉛製給水管と、差し当たって石綿管については、令和3年度の予算決算で見るとどんな状況なのか御説明いただけますか。

○木本委員長 それでは、梶山技監兼給水課長。

○梶山水道部技監兼給水課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

鉛製給水管の解消ということでお答えしたいと思います。

予算額が約6億円、決算額が6億1,000万円でございます。

以上でございます。

○木本委員長 杉山水道整備課長。

○杉山水道整備課長 ただいまの田中委員の御質問のうち石綿管の布設替えの決算について御説明します。

石綿管の布設替えにつきましては、予算額1億7,420万8,000円に対し、決算額9,513万2,000円、執行率54.6%でございます。

○木本委員長 田中委員。

○田中委員 ごめんなさい。その鉛製給水管はほぼ予算と決算が同じくらいということでしたか。石綿管は

ちょっと大分少ないけれども、それ以外、この監査が言う執行率6割というものの大きな原因というのは何が考えられますか。

○木本委員長 杉山水道整備課長。

○杉山水道整備課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

執行率が低い理由といたしましては、関連する元工事の取りやめや道路管理者、地元の地権者の方との調整、協議に時間を要しました繰越工事、あとは本来元工事の取りやめも含めましたそういう調整に伴う繰越しが原因となっております。

○木本委員長 田中委員。

○田中委員 分かりましたが、さっき申し上げたように、財政計画上は20億円台ではなくて、30億円、40億円という将来、単年度でもっといっぱい工事をやるという計画になっているので、それと比べて執行体制上どうなのかとか、今おっしゃったいろいろな事情は、多分将来も変わらないと思うので、これが果たして実行できるのかどうかということも、今の決算を受けて財政計画もよく精査していただきたいというふうに言っておきたいと思います。

それで、次の質問にいきますが、コロナ禍と水道料金徴収に関わることとして、請求資料23ページにいただきました。

長引くコロナ禍の中で、水道料金の徴収猶予が行われましたが、一方で、24ページの給水停止件数は、令和3年度は前年度比で484件増えて1,971件というふうになっておりますが、この原因というのは、恐らく生活苦が考えられるんじゃないかなというふうに思うんですが、徴収猶予というのは、基本的には後で払ってくださいよということですから、後の負担を考えれば猶予申請しない方も恐らく多かったんじゃないかとも思われます。

中には、水道基本料金を免除する自治体もいくつかあったような状況もありましたので、市民のコロナ禍だとか、物価高に伴う生活の大変さを考えれば、そういう対応もあり得たんじゃないかなというふう思うんですけども、給水停止が増えた理由とあわせて見解をお聞きしたいと思います。

○木本委員長 梶山経理課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

まず、私どもにおきましては、国の方針に基づきまして新型コロナウイルス感染拡大に伴う市民への対応といたしまして、支払い猶予の受付を行ったところでございます。

これにつきましては、決算請求資料の23ページに詳細を記載しておりますが、約2年間実施しまして130件の申請を受け付けたところでございます。

猶予の申請につきましては、130件受け付けまして、その猶予に伴います猶予の対象額が約1,756万円ある中で、先ほどの委員さんの御指摘のように、今回は猶予制度でございますので、免除とは違いまして、後々お支払いをしていただくというような形でございます。

猶予の申請を受け付けた際に後々負担が大きくなる可能性もあるので、払える場合にはお支払いをしていただいたほうがよろしいかと思っておりますというような御説明もあわせてさせていただいておりましたので、そういうことであればということで約660万円納付をしていただいております。したがいまして、猶予の金

額については、約1,100万円を猶予したところでございます。

これにつきましては、令和4年度以降に各猶予申請者の方とお話をして、こういった形でお支払いを今後していくかというようなことで調整をさせていただいております。

次に、給水停止の件数についての御質問もあったかと思えます。

給水停止件数が令和2年度と比べますと約480件ぐらい増えているというような御指摘でございました。同じく請求資料の24ページにその給水停止件数の一覧が載っております。実は、令和2年度、3年度とまず見てみますと、予告書の数が減っております。これは、私どもでは、猶予の申請があった方、それから、猶予の申請がなくても実際に窓口とか電話でちょっと厳しいんですというようなお申出があれば、こういった対応をしましょうというようなことで、相談でもって対応している部分もありますので、そういったことでの対応が進んだことから予告書の配布までには至らなかったものというふうに考えております。

給水停止につきましては、それまでに訪問ですとか、電話で一応お支払いをお願いし、それでも連絡がいただけなかったような方に対して、当日お伺いをして給水停止をするわけでございますが、令和3年度のDの欄、訪問時における完納・分納誓約という欄がございます。ここを見ていただきますと、令和2年度と比べて680件ぐらい減っている状況がございます。これは、私どもといたしましては、当日停水、お支払いしていただけないので停水せざるを得ませんよということで、実際に御自宅にお伺いをするわけでございますが、令和3年度においては、対象となる方と会えなかったので約束ももらえなかった、停水せざるを得なかったということで、実際の停水の執行件数が伸びてしまったというふうに考えております。

停水されますと、連絡をいただければ、早い時間であれば当日の開栓もありますし、翌日の開栓をするなど、連絡をいただいた方と連絡を取り合って、納付に至らなくても分納誓約で私どものほうは開栓を今までもしていますので、そういった対応をしております。

○木本委員長 田中委員。

○田中委員 随分詳しく御説明がありましたけれども、基本的には生活苦が広がっているという現実はあるわけですので、その状況に応じた丁寧な相談をした上での分納だとかということを優先的にやるべきであって、停水執行は基本的にすべきではないという意見を申し上げておきます。

消費税について、ちょっと1つ順番が逆になりますけれども、26ページに資料をいただきました。令和元年の10月から消費税が8%から10%になり、令和2年の4月から水道料金が1.1%値上げになったということが経過だと思うんですが、そういうわけで、この令和2年度、3年度、水道料金に係る消費税が増えているという理解でいいのか、今申し上げたような生活状況ですから、課税そのものも見直すべきじゃないかと思うんですが、見解をお聞かせください。

○木本委員長 梶山経理課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

消費税及び地方消費税につきましては、国の制度にのっとりまして徴収のほうをさせていただいております。私どもは、市民の皆様からお預かりした消費税について必要な計算をした上で、国のほうにお渡しをしているというような状況ですので、実際に納付する額が増えたという部分については、委員が御指摘のとおり、消費税の税率アップの部分もございましょうし、水道料金の改定に伴う部分もあるかと思えます。

しかしながら、制度に基づいて行っているものでございますので、これにつきましては、御理解のほうをいただきたいというふうに思います。

○木本委員長 田中委員。

○田中委員 結局、水道料金と消費税のダブルパンチと申しますか、値上げが続いているということがあるので、その負担軽減策をぜひ考えてほしいと思っています。

その関連で、請求資料25ページに給水件数と一般用基本料金のみ、それ以外という資料をいただきました。使っても使わなくても1か月6立米までは同じ料金がかかりますが、その基本料金のみという世帯が3万6,137件、全体の25.8%、約4分の1は基本料金のみで暮らされていると。

つまり、独り暮らしだとか、高齢者ですと、6立米まで使わない人も多んじゃないかなと思うんです。そういう場合は使った分だけにするとか、例えば、この中で全く使わないゼロ立米という方も一定数おられるんじゃないかなと思うんですけれども、それを分かっていたらお聞かせください。

○木本委員長 梶山経理課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

令和3年度におきまして、使用水量がゼロ立方メートルの方につきましては、年度末で6,311件ございます。

○木本委員長 田中委員。

○田中委員 8立米から6立米に変えた経過はあるんですけれども、自治体によってこれは様々でして、5立米だったり、従量制だったりというところもありますが、水戸市の考え方としてはどうなんですか。5立米では多いかないと私は思うんですけれども、考え方をお聞かせください。

○木本委員長 梶山経理課長。

○梶山水道部参事兼経理課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えをいたします。

基本水量の部分の考え方でございますが、これは、料金収入全体に関わることでございますので、料金改定の際に十分に検討してまいりたいというふうに考えております。

○木本委員長 田中委員。

○田中委員 それでは、次の質問なんです、茨城県中央広域水道に関わる部分で資料をいただいています。27、28、29ページといただいております。

この施設能力と実配水量、それから、常澄、内原での受水の状況について、若干昨日説明いただいたんですけれども、改めて御説明いただけますか。

○木本委員長 それでは、林浄水管理事務所長。

○林浄水管理事務所長 田中委員の御質問にお答えします。

まず、施設能力についてですが、開江浄水場の1日当たりの浄水処理能力が6万4,750立方メートル、楮川浄水場の1日当たりの浄水処理能力が6万6,000立方メートル、足しますと水戸市全体で13万750立方メートルございます。

令和3年度の実績ですが、最大の配水量を記録したのが令和3年12月31日、そのときの配水量ですが、開江浄水場は1日当たり5万5,151立方メートル、楮川浄水場が4万2,310立方メートル、足します

と1日当たり9万7,461立方メートルでございます。

県企業局からの受水についてですが、常澄配水場と内原配水場ともに300立方メートルずつ受水してございます。

○木本委員長 田中委員。

○田中委員 これでもいつも申し上げているんですけども、県受水がなくても水戸市自前で十分賄えるんじゃないかというお話をしてきましたが、今、御説明あった開江と楮川が13万750立米、日量の能力に対して、1日最大が昨年度9万7,461立米ということで、県受水でもらった分600立米を入れても水戸市の施設で約74%供給ができる、つまり余裕が26%あるというふうに見て取れるわけです。

今、御説明あったものから割り返しますと、水戸市の残り余裕分約25%は、大体人口にすると9万人分ぐらい供給能力があるというふうに言えると思うんです。

そういう点からいうと、この県の受水というのは、基本的にやめて、請求資料27ページで、受水費は約1億3,000万円払っております。特にその中で、基本料金が9割、使用料金が1割程度です。非常に高いということなので、これは、やはり見直しをすべきじゃないかと。

令和2年の9月議会でしたか、水戸市議会も見直しを求める意見書を可決したという経過もありますので、令和3年度の結果から見てもそういう決断をするべきじゃないかというふうに思うんですが、見解をお聞かせください。

○木本委員長 関谷水道総務課長。

○関谷水道部参事兼水道総務課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

県受水の件につきましては、特にこれまでの県中央広域水道建設促進協議会の設立の経緯とか、それから、広域的な水道整備計画策定の県知事への要請などの経緯というものもまずは踏まえて検討することが必要というふうに認識しております。

その上で、繰り返しの話になってしまうんですが、県からの受水というものは、災害時においても安定した給水の確保をするという観点からも、必要となる複数水源の一つでございます。今後も県受水につきましては、有効に活用してまいりたいというふうに考えております。

○木本委員長 田中委員。

○田中委員 いつもの御答弁なんですけれども、今回、この議案書⑨の2ページに監査意見として経営の健全化という部分に茨城県が1県1水道の構築を示していると。一番下のほうに本市単独である場合と広域連携する場合の比較、将来展望について慎重かつ丁寧に検討を進められたいというふうに書いてあります。このとおりだと思うんです。非常に水戸市にとってメリットが考えられない1県1水道だと私は思いますし、その入り口として、県中央広域水道というのが位置づけられている。それに県中央圏域はみんな統合しよう、こういう話ですから、これは、きっぱりやめるということを姿勢としてぜひ示していかないと、水道経営自体も非常に立ち行かなくなるということを指摘しておきたいと思います。

それでは、次の質問ですけども、請求資料30ページ、職員体制について資料をいただきましたが、これについては、ちょっと簡潔に、令和3年度は定数114に対して、年度末112ということで、例年は定数と年度末が一緒なんですけれども、こうなっていた原因とか、それに伴う対応、何か業務上影響はなか

ったのか、あわせてお聞かせください。

○木本委員長 関谷水道総務課長。

○関谷水道部参事兼水道総務課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

請求資料の30ページの上段の表、令和3年度につきましては、定数114に対しまして年度末におきましては112ということで2名減になっております。この2名減の理由としましては、令和3年度につきましては、新型コロナウイルスの感染症拡大に伴いまして、保健所のほうへ職員を応援ということで送ることになりまして、水道部からは2名が応援のために保健所のほうに異動したことによる欠員でございます。

○木本委員長 田中委員。

○田中委員 多分いろんな部局が同じようなことをやったと思うんですが、それで支障があったら困るんですけども、水道部の業務上は特に問題なかったでしょうか。

○木本委員長 関谷水道総務課長。

○関谷水道部参事兼水道総務課長 お答えいたします。

すみません。答弁のほうが漏れてしまいました。2名の欠員によりまして、支障ということですが、ここは各課でその人員の分はカバーをし合って取り組んでまいりましたので、特に支障ということについてはございませんでした。

○木本委員長 田中委員。

○田中委員 ちょっとコロナ禍がいつまで続くか分かりませんが、保健所本体の評価、ここで言うことじゃないんですが、応援体制というのは、基本的に解消していくべきなのかなと思います。

もう一つ、災害対応で請求資料31ページと32ページにいただいておりますけれども、令和3年度に造ったこの駅南倉庫とこの災害時応急給水体制との関係はどういうふうになるのか、どういうふうに機能させようとしているのか御説明いただきたいと思うんです。

というのは、いろんなところに耐震性貯水槽、白梅とか、数を増やしてきていると思うんですけども、実際の指揮命令とか動きはどういうふうに考えているのかあわせてお聞かせください。

○木本委員長 関谷水道総務課長。

○関谷水道部参事兼水道総務課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

まず、請求資料の32ページ、駅南倉庫についてでございますが、こちらは、1番に建築の目的ということで記載しておりますけれども、ほとんどここには既存の倉庫がございまして、そちらが老朽化ということで取替えが必要となりましたので、令和3年度におきまして倉庫のほうを新たに設置させていただいたところなんです。その際に、倉庫のほうに格納する材料としましては、主に災害時の給水用タンクとか、それから水道管の補修材料という災害時とか事故が起きたときの応急給水活動とか、応急復旧活動に必要な資機材をここに集約するという建てたところでございます。そういった観点から、災害がもし仮に発生した場合は、参集場所ということになりまして、31ページのほうになりますが、各地域で給水が必要となった際には、その応急給水タンクのほうに水を詰めまして、各市民センターが仮設給水所になっておりますので、そちらへの給水活動を行うという流れになっております。

○木本委員長 田中委員。

○田中委員 分かりました。

管工事業協同組合だとか、市民センターとか、地域の自治会だとかにもそういう関係を徹底して、いざというときの対応がスムーズにできるようにしていただきたいなと思います。

水道については終わります。

下水道について質問させていただきますが、請求資料をいただいておりますが、まず最初に聞きたいのは、7ページ、普及率と整備率の過去5年間の推移というのをいただいておりますけれども、整備率が一番下段にあります、令和2年度と比べて令和3年度は2ポイント減というふうになっております。この原因について、それから、当初の市の目標、計画と比べての到達度、間もなく7水総の検討と、6水総終わりというその計画期間内に定めた目標に対してどうなのかお聞かせください。

○木本委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道部参事兼下水道管理課長 ただいまの田中委員からの御質問にお答えいたします。

請求資料の7ページの下側の表でございますが、普及率と整備率の過去5年間の推移を載せてございます。普及率につきましては79.9%となりました。整備率につきましては、令和3年度末で86.6%で、前年度が88.6%でしたので、減少ということになっておりますが、こちらにつきましては、整備率のほうが事業計画区域面積に対しての整備面積を表しております、令和3年度末に事業計画区域面積を拡大したことによりまして、分母が大きくなったために、整備率としましては86.6%という値になったところでございますが、整備面積としましては、令和2年度末の4,925ヘクタールから4,966ヘクタールと整備は進んでございます。

6水総が令和5年度で終わるということございまして、その目標、計画値に向けてどうだったのかという御質問についてなんですけれども、普及率につきましては、6水総期間中で81.7%を目指してきたところではございますが、令和3年度末で79.9%にとどまっております、目標達成はなかなか難しい状況にはなっておりますが、これにつきましては、工事費における人件費や材料単価の値上がり等が影響しております、工事が当初予定していたよりは進まなかったということによるものと考えてございます。

○木本委員長 田中委員。

○田中委員 分かりました。

次の質問は、下水道事業経営戦略の投資・財政計画というのがあると思うんですが、これと決算の比較について、これは資料請求はしておりませんけれども、先ほどの水道と同じような形で財政計画を公共下水道分もお持ちだと思うんですが、決算との比較で、いわゆる収入としての下水道使用料や事業執行の状況との比較でどうなっているのかをお聞かせください。

○木本委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道部参事兼下水道管理課長 ただいまの田中委員からの下水道事業の経営戦略についての御質問にお答えいたします。

下水道事業経営戦略につきましては、平成28年度末に策定してございまして、令和3年度の決算額を経営戦略における当初の投資・財政計画と比較しますと、まず、下水道使用料につきましては、当初の計画に



対しましては、約6,400万円下回っております。

要因といたしましては、下水道整備のペースが、先ほども申し上げましたとおり、労務単価や資材価格の高騰の影響などによりまして、整備のペースが計画を下回ったことによりまして、使用料の収入も当初計画していたものよりも下回ってしまったものと考えてございます。

また、支出のほうですが、建設改良費につきましては、計画に対して、令和3年度は約1億3,100万円上回っております。要因としましては、処理施設等の改築事業のスケジュールが前後したものであるものと考えております。

経営戦略につきましては、経営の基本方針を定めたものでございますが、社会経済状況や国の制度の変化などに対応する中で、計画と決算の間にある程度の差が生じてしまうことはやむを得ないと考えております。

今後も下水道事業の経営につきまして、経営戦略を指針とはしながらも、社会環境の変化に柔軟に対応して持続可能な下水道事業の実現を目指していきたいと考えております。

○木本委員長 田中委員。

○田中委員 分かりました。

次の質問ですが、下水道使用料と消費税、受益者負担金の収納及び滞納処分についてということで、資料はちょっとあちこち、6ページとか分かれていますが、コロナの徴収猶予も9ページに出ていますけれども、基本的な考えとしては、6ページにありますけれども、受益者負担金で差押えが2件されていますが、基本的に加入いただいて、お客さんになってもらうという事業の性格からして、差押えというような強行的な手段は取るべきではないのではないかというふうに思うんですけれども、その対応状況を聞きたいのと、それから、さっきも水道部で関連して聞きましたけれども、徴収猶予については、基本的に猶予ですので、援助ではないわけですね。その期間も、もう令和4年3月末で終わっているわけですが、生活実態からしますと、さらなる軽減策というのにも考えるべきだったんじゃないかというふうに思うんですが、この点についてお聞かせいただきたいと思います。

○木本委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道部参事兼下水道管理課長 ただいまの田中委員からの御質問にお答えします。

まず、受益者負担金の滞納処分の状況につきましては、請求資料の6ページの下側の表に滞納処分の状況を記載してございまして、令和3年度は差押えを2件実行したところでございます。滞納整理につきましては、下水道は、委員もおっしゃったとおり、公共用水域を保全するという役目もございまして、滞納されている方が、財産がありながら納付しないということで、そういった方を放置することにつきましては、納付期限までに納付されている多くの方々の不公平感を生み出すことから、行政の信頼を損なうということがございますので、今後におきましても、受益者間の公平性の確保と下水道事業会計の安定のために法令のつとめた滞納整理を進めてまいりたいと考えてございます。

また、個別の事情がある場合には、生活状況や収入状況の聞き取りを行いまして、財産調査を行って、必要に応じて分納対応などを行っていききたいと考えてございます。

あとコロナの対応につきましては、請求資料の9ページの下側に新型コロナ感染拡大に伴う徴収猶予の状況としまして、下水道使用料につきましては、こちらに記載してありますとおり119件で徴収猶予金額は

1,122万9,904円分を徴収猶予とさせていただいたところでございます。

令和4年3月31日で受付期間は終了いたしまして、その後の対応ということでございますが、生活困窮の申出がございました場合には、関係各課と連携して生活状況の把握に努めまして、納付相談も行いながら個々の状況によりまして分割納入に応じるなどの対応を行ってございます。

○木本委員長 田中委員。

○田中委員 御存じのように、今なお物価高、生活になかなか光が見えないという市民も多いという状況です。そういう丁寧な対応をぜひ求めたいと思います。

次に、企業債なんですけれども、ちょっとすみません、先ほど水道でこれを飛ばしてしまったので、あわせてお聞かせいただきたいと思うんですが、それぞれ令和3年度に借り入れた企業債総額と利率、今借りますと0.04%とか0.01%とかということなんだと思うんですが、過去に借りて3%以上のものとかも結構あるんです。利息の返済を軽減するためには、かつて借換えだとか、繰上償還というのもやった時期もありました。そういった対策が取れないのか、それぞれ請求資料で、下水道は9ページ、水道は22ページにありますので、御説明と見解をお聞きしたいと思います。

○木本委員長 それでは、関谷水道総務課長。

○関谷水道部参事兼水道総務課長 それでは、企業債について田中委員の御質問ですけれども、水道部のほうから先にお答えをさせていただきます。

まず、令和3年度に起債した額ですけれども、恐れ入りますが議案書⑧の43ページをお開きいただきたいと思います。

43ページの上段のところに企業債の概況ということで表をお示ししておりますが、左側から3列目が当年度増加高となっておりますが、こちらが令和3年度に起債した額となります。計の欄を見ていただきますと14億610万円となっております。こちらが借り入れた額になります。

さらに、恐れ入りますが、議案書⑧の60、61ページをお開きいただきたいと思います。

今申し上げました令和3年度に借りた企業債の利率になるんですが、今回5つに分けて借りております。60ページの一番下、令和3年度の機構資金680号から5つ数えていただきまして、令和2年度機構資金637号というところ、この5つがその該当の企業債になります。

利率につきましては、61ページのほうにいただいていただきまして、右側から3列目、令和2年度の637号から0.05、0.04、0.3%というふうに記載がありますが、この利率でもって借入れをしております。

それから、すみません、ちょっとまた請求資料に戻っていただきまして、22ページになります。

こちらの資料につきましては、利率別の借入額をまとめたものなんですけれども、その中で、水道部で今借りている中では4%というのが一番高い起債になりまして、令和3年度末におきましては、一番右端になるんですが、5件ございまして、残高としましては1億7,867万6,246円となっております。

こちらにつきまして、仮に、今後この4%の利息で利子を払うと仮定した場合は、約1,020万7,000円ほど利息として支払うこととなります。先ほどの御質問の中で、仮に今年度お借りした0.04%が一番低率なんですけど、そちらに置き換えて仮に借りたとしますと、その額につきましては8万

8,000円ということになります。

ただ、実際、今現在はこの繰上償還制度というのが、今国のほうでやっておりませんので、借換えは難しい状況でございます。

○木本委員長 それでは、鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道部参事兼下水道管理課長 下水道のほうにつきましては、簡潔に利率別のものについてのみ御説明申し上げますと、請求資料の9ページの上段の表に、企業債の利率別の表がございます。

企業債につきましては、トータルで248件で、残高が708億5,230万431円となっておりますが、このうち利率の高い3%以上のものとしましては、3%台が21件、4%台が7件、5%台が3件、合計31件ございまして、この31件の合計が28億6,683万1,081円となっております。

こちら3%以上のものを直近の民間資金の利率0.3%で借換えを仮にしたとしますと、利子につきましては、年間で約5,900万円、償還終了までの総額では約1億7,600万円軽減されると計算されますが、ただ、実際に借換えを行う場合には、関谷参事から申し上げましたとおり、繰上償還に係る保証金の支払いが必要となるから、保証金を支払って、さらに借換え後の利子を加えますと、借換え前の利子総額を上回ることになってしまうので、経費的なメリットはございません。

この保証金の免除という制度がございますが、令和3年度におきましては、国において、この繰上償還における保証金の免除が実施されなかったということから、借換えができませんでした。今後、実際にこういった制度が実施された場合には、積極的に活用してまいりたいとは考えてございますが、以前総務省に確認しましたところ、国会の決議におきまして保証金免除繰上償還を実施することは厳に慎むこととされておりますため、当面実施できないとの回答をいただいております。

しかしながら、下水道財政の健全化のためには、国や関係機関に対しまして、日本下水道協会等を通じまして、保証金免除繰上償還の実施について継続して要望していきたいと考えてございます。

○木本委員長 田中委員。

○田中委員 ぜひ、今御答弁あった立場で軽減に向けた努力は続けてほしいと思います。

最後なんですけど、請求資料8ページ、水戸市浄化センターと那珂久慈流域下水道の関係についてお聞きします。

過去5年の処理量で、若宮の水戸市浄化センター、それから、那珂久慈浄化センターともに処理量が若干増えておりますし、それから、那珂久慈の負担金も当然若干増えているんですけども、那珂久慈の料金を県のほうで見直すという動きがあったように聞いているんですけども、そういうことはあったのか、その影響はなかったのか。

基本的には、水戸市の施設である浄化センターを極力活用しつつやっていくべきではないかなというふうにも思うんですが、その辺について市の見解を最後にお聞かせいただければと思います。

○木本委員長 質疑の残り時間が3分となりましたので、よろしく申し上げます。

それでは、渡邊下水道施設管理事務所長。

○渡邊下水道施設管理事務所長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

まず、1つ目の御質問でございますけれども、基本的に那珂久慈の負担金に関わる単価の設定に関しまし

ては、5年ごとに見直しを行っておりまして、前回の計画の見直しを行ったのは平成28年であります。平成29年度から令和3年度まで5か年の計画で収支計画を組みながら県の財務の経営がマイナスにならないように水戸市も単価を設定してきました。

それで、実際の単価に関しましては、1立方メートル当たり税抜き56.7円でありました。ただし、今回は4年間になるんですけれども、令和4年から7年までの4年間の実質的な単価の見直しが令和3年度に行われまして、今回、結果的に水戸市の単価に関しましては、基本単価が2.7円、それから使用単価が税抜き56.5円ということで、あわせると税抜き61.1円ということで、今までの56.7円に比べまして4.4円増という結果になっております。

それで、2つ目の御質問ですけれども、水戸市浄化センターに関しましては、日平均処理水量という6万2,800立方メートルというところで処理している状況でございますけれども、水戸市浄化センターに関しましては、1号公共下水道というところで、合流式下水道も採用しております。そうすると、雨が降ると通常の晴天時の処理よりも、計算上でも実績上でも大体25%ぐらい雨ともろとも多く処理場の中に入りますので、6万2,800立方メートルの大体1.25倍で、それなりにキャパが増えますので、那珂久慈の単価が大きくなってきて、だからといって浄化センターに流すと言われても、もともと下水道は事業認可計画で設計されている事業でありまして、水戸市浄化センターに関しましては、1号公共下水道を入れる設計図になっております。

それで、那珂久慈浄化センターにおきましては、3号公共下水道を入れるもとの設計図になっておりまして、3号公共下水道の単価が高くなってしまったからといいまして、水戸市浄化センターに余裕もないということもありますので、なかなか難しい状況となっております。

以上でございます。

○木本委員長 田中委員、よろしいですか。

○田中委員 通告の時間も過ぎましたので終了とさせていただきます。

○木本委員長 それでは、田中委員の通告に関連する質疑があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 それでは、以上で、田中委員の通告に関する質疑を終わらせていただきます。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案第66号及び認定第2号の質疑は全て終了しました。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、次回の委員会は、明日、午前10時から開会したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 零時 4分 散会